平成２９年（フ）第１１４号
長野市大字稲葉1087番地２
債務者　岡田　　浩
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
長野市篠ノ井杵淵66番地14
債務者　川澄さおり
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
長野県中野市中央２丁目７番10号　県営東町団地30―10
債務者　松田あすか（旧姓宮坂）
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
長野県埴科郡坂城町大字坂城1905番地16
債務者　前田　弘美
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２４６号
兵庫県姫路市広畑区蒲田４丁目1300番地２、従前の住所兵庫県加古川市尾上町今福252番地の１
債務者　渡部　千尋
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２６７号
兵庫県加古川市野口町良野1543番地　ベルコートカコガワ201号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町池田1638番地の５
債務者　宮本広美こと　白　　恩卿
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１０号
広島市安佐南区大町東２丁目10番24―102号
債務者　國安　　舞
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３５号
鹿児島県鹿児島市桜島藤野町1179番地２
債務者　勘場　正江
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５７号
茨城県日立市日高町４丁目４番26―201号
債務者　宮嶋　靖昭
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６１号
茨城県高萩市大字上手綱1217番地の３　手綱住宅　北２―202
債務者　豊田　　聖
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第７０号
富山県高岡市内免１丁目４番４号
債務者　德田　幸子
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１８３号
山梨県甲斐市竜王新町860番地４　斉藤アパート３号
債務者　中楯　由理（旧姓手塚）
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
長野県小県郡青木村大字村松244番地２
債務者　町　　勝知
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１３０号
静岡県富士市吉原３丁目10―２　コーポ東新Ｉ202号室、住民票上の住所静岡県富士市厚原1348番地の６
債務者　植松　敏弘
１　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８４号
三重県四日市市八王子町1373番地２　シティハイツ八王子１Ｂ、前住所三重県四日市市大字塩浜171番地１　特定非営利活動法人きずな（前々住所）三重県四日市市別名５丁目５番23号　レオパレスＭ’ｓ203
債務者　佐野　寿樹
１　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
三重県四日市市青葉町800番地18　タウン青葉102、前住所三重県四日市市東日野町326番地１　ＳｕｒｐｌｕｓＴｗｏ日野105
債務者　八田　哲也
１　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係